

## 「女性に対する暴力をなくす運動」を展開中 ～ひとりで悩まず相談を～

問合せ 女性センター ☎287・4755

### 暴力とは？

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者や元夫、パートナーからの暴力（DV）、ストーカー行為、セクハラ、性犯罪などは、女性が被害者になる割合が高く、人権を著しく侵害するものです。

殴る・蹴るなどの「身体的暴力」だけでなく、「性的暴力」セックスの強要「経済的暴力」生活費を充分に渡さないなど

「言葉の暴力」『俺がいないとお前は何もできない、死ぬ』などの暴言

「精神的暴力」常に批判したり大事な物を勝手に捨てるなど これらもDVにあたります。

### 対策に取り組んでいます

11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。国では、昨年度、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問

題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」を関係府省対策会議で決定し、若年層を対象とした取組に力を入れていきます。

市においても、多様化する暴力の状況を踏まえ、中学校と連携してデートDVの予防に取り組んでいます。

### ひとりで悩まず相談を

今年の1月から、日本司法支援センター（法テラス）において「DV等被害者法律相談援助」が始まりました。これは、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする資力を問わない（所得に応じた）法律相談制度です。

また、市では、今年の5月から「配偶者暴力相談支援センター」の業務を行っています。女性が抱える様々な悩みについて相談に応じるほか、被害者の安全と自立のために必要な支援を行います。秘密は守られますので、安心してご相談ください。

### 企画展示の開催

11月7日（水）から16日（金）まで市役所1階ロビーで、パネル展示「ドメスティック・バイオレンス」を行います。

### 主な相談先

相談機関	連絡先など	相談内容ほか
市役所 （女性相談・DV相談）	☎298・7716（予約制・直通ダイヤル） 面談予約受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分 土曜日 8時30分～12時30分 ※祝日、年末年始を除く 【相談日】 毎月の広報紙でお知らせします（P22参照）	家庭、離婚、DV、性的被害など、女性が抱える様々な悩み
女性センター （女性のための法律相談）	☎287・4755（予約制） 面談予約受付時間 火～土曜日 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く 【相談日】 第2水曜日10時～13時	場合により電話相談可能 離婚、DV、性的被害、職場の問題など、女性が抱える法的な問題
県婦人相談センター	☎048・863・6060 月～土曜日 9時30分～20時30分 日曜日、祝日 9時30分～17時 ※年末年始を除く	DVに関する相談
県男女共同参画 推進センター	☎048・600・3800 月～土曜日 10時～20時30分 ※第3木曜日、祝日、年末年始を除く	DVなど、女性が抱える様々な悩み
県西部福祉事務所	☎283・6800 月～金曜日 9時～16時 ※祝日、年末年始を除く	DVに関する相談
西入間警察署	☎284・0110 緊急時は110 年中無休（24時間）	DV、ストーカー行為に関する相談
県警察犯罪被害者 相談センター	☎0120・381・858 月～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始を除く	犯罪被害、DV、ストーカー行為に関する相談 面談相談とカウンセリングは予約制
よりそいホットライン	☎0120・279・338→[3]（女性の相談）を押す 年中無休（24時間）	電話相談のみ 性暴力、DVなど女性の相談
法テラス川越 （DV等被害者法律相談援助）	☎050・3383・5377（予約制） 面談予約受付時間 月～金曜日 9時～12時、13時～16時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く	DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方の法律相談

未来へと命を繋ぐ189(いちはやく) ~11月は「児童虐待防止推進月間」です~  
 ※平成30年度「児童虐待防止推進月間」標語

問合先 こども支援課子育て支援担当

「児童虐待防止推進月間」は、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、毎年11月に実施されています。平成29年度に県内の児童相談所が受け付けた児童虐待通告件数は、1万3393件で、平成28年度(1万1639件)に比べて、1754件、15.1%増加しました。

**児童虐待とは**

**身体的虐待** 殴る、蹴る、溺れさせる、やけどさせる、かみつくなど

**心理的虐待** 否定的・差別的な言葉を繰り返す、言葉による脅し、無視、DVの目撃など

**性的虐待** 性的興味の対象として子どもの身体に触れる、性的行為の強要、性器や性交を見せたり、ポルノ写真の被写体にするなど

**ネグレクト(養育の拒否・怠慢)** 食事を与えない、入浴させない、登校させない、不潔なまま放っておく、病気になっても受診させない、車や家に置き去りにする、保護者以外の同居人による虐待に保護者が適切に対応しないなど

児童虐待の件数は依然として増加しており、大切な子どもが奪われる悲しい事件も後を絶ちません。

地域の方々のご協力により「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。

「おや？」と気になることがありましたら迷わずご連絡ください。

※連絡者の秘密は守られます。また、匿名でもかまいません。

**児童虐待に関する連絡先**

児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189(いちはやく)

※24時間

川越児童相談所

☎223・4152

こども支援課子育て支援担当

☎271・1111

子どもの悲鳴が聞こえる、子どもが夜一人で出歩いているなど、緊急の場合は警察へ110番通報をお願いします。

**子育てに困ったときの相談先**

育児が大変、子どもに怒ってばかりいる、などの状況があれば、ぜひ、ご相談ください。

児童・家庭総合相談窓口(こども支援課) ☎271・1111

保健センター

☎271・2745

地域ではぐくもう、健全な青少年 ~11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です~

問合先 市青少年健全育成連絡協議会事務局(こども支援課内)

青少年の深夜外出は、犯罪などに巻き込まれる恐れがあり、非行の原因にもなります。県の青少年健全育成条例ではこれを制限しており、保護者などに対する義務や、深夜営業を行う店舗に対する規制が設けられています。

これに基づき、市青少年健全育成連絡協議会では、市内5地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、深夜営業を行う店舗へ青少年に対して帰宅を促すお願いや、防犯パトロールなどを実施し、地域で子どもたちの見守りを行っています。

また、子どものスマートフォン所持率の急増によるネットトラブルや犯罪の増加、不登校や貧困など困難を有する子どもの問題など、青少年をめぐる環境が急激に変化しています。こうした複雑で深刻な状況の変化の中で、青少年の健全育成は重要な課題となっています。

**青少年健全育成推進協議会**

とは

市と地域が協働し自治会、小中学校、PTAの方々が会

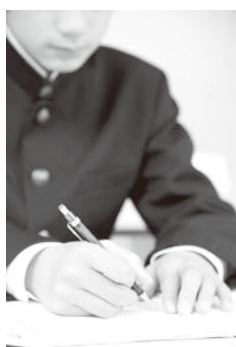
員となり、市内5地区(各中学校区に1地区)の青少年健全育成推進協議会があります。

青少年の育成と安全な地域づくりのために様々な活動を行っています。主な活動を紹介します。

**【活動内容】**

- 街頭巡回指導
- 防犯パトロール
- 有害情報閲覧制限の啓発
- 子ども体験教室(スポーツや野菜の収穫など)
- 講演会
- 朝のあいさつ運動
- 違反簡易広告物の除却作業
- 広報紙の発行
- 各地区のイベントへの協力


こうした活動への地域の皆さんの参加や、青少年の見守りにご協力をお願いします。



## ひとりで悩まず相談を ～11月は「埼玉県いじめ撲滅強調月間」です～

問合せ先 学校教育課指導担当

県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめにあつたり、気が付いたりしたら、どの窓口でもかまいません。ひとりで悩まず相談してください。

**電話相談窓口**  
**よい子の電話教育相談(24時間365日対応)**  
 18歳以下の子ども専用(無料) #7300または  
 ☎0120・86・3192  
 保護者専用  
 ☎048・556・0874  
 Eメール相談  
 soudan@spec.ed.jp  
  
 いじめメール相談フォーム

**ヤングテレホンコーナー(埼玉県警察少年サポートセンター)**  
 (月～土/祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分)  
 ☎048・861・1152  
**子どもスマイルネット(毎日/祝日・年末年始を除く10時30分～18時)**  
 ☎048・822・7007  
**埼玉いのちの電話(24時間365日対応)**  
 ☎048・645・4343  
**さいたまチャイルドライン(毎日/年末年始を除く16時**

～21時) 18歳以下の子ども専用(無料) ☎0120・99・7777  
**埼玉県こころの電話(精神保健やこころの悩みに関する相談)**  
 (平日/土・日・祝日・年末年始を除く9時～17時)  
 ☎048・723・1447  
**子どもの人権110番**  
 ※さいたま地方法務局人権擁護課所管(月～金/祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分)  
 ☎0120・007・110  
**電話相談窓口に関する問合せ**  
 県青少年課  
 ☎048・830・5858

**市の相談受付**  
**鶴ヶ島いじめ専用ダイヤル**  
 ☎279・5144  
 (月～金/年末年始を除く9時～16時30分)  
 ※市内小中学校に在籍する児童生徒およびその保護者対象  
 ※時間外の場合は、留守番電話に録音してください  
**鶴ヶ島いじめ相談メール**  
 i.jimesoudan@city.tsurugashima.lg.jp  
 ※いじめの相談専用です  
 ※悩んでいることを電子メールで相談することができます  
**市の相談受付に関する問合せ**  
 教育センター ☎287・3858

## 重度心身障害者医療費助成に所得制限を導入します

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

## 交通事故などで治療を受けるときは届け出を

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が、交通事故にあった、飼い犬に手を噛まれたなど、第三者の行為によってけがや病気になる保険証を使用する場合、治療前に届け出が必要です。

また、事前に届け出なく加害者から治療費を受け取ったり、示談に応じたりすると、国民健康保険または後期高齢者医療制度から医療費の給付

が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、次のような場合には、保険証は使用できません。

- ①けんか、酒酔い運転によるけがなど(社会的に非難される不法行為など)
- ②仕事中や通勤途中のけがや病気(労災保険や他の保険の対象となるもの)

市の重度心身障害者医療費助成制度は、県の重度心身障害者医療費支給事業の補助金を活用し、実施しています。

県では対象者を真に経済的な支援を必要とする方に限定し、負担の公平性を図るために所得制限を導入することから、市も所得制限を導入します。

**所得の基準**

国の「特別障害者手当」の所得基準に準拠します。

(例)扶養親族等がない場合  
 所得360,4万円/年  
 51.8万円



特別障害者手当

### 所得制限の対象

本人のみ(未成年者も同様)

### 所得の把握

①市が本人の同意を得て、情報などで確認します。

②転入者の方については、所得証明書の提出が必要です。

### 所得制限の導入時期

平成31年1月以降の新規申請で、本人所得が基準額を超える方は助成対象外となります。

また、現在受給中の方は、経過措置により所得制限の導入は平成34年10月からとなります。

※新元号の発表までの間、「平成」表記とします



市HP



公衆衛生事業功労者に対する埼玉県知事表彰

問合先 健康増進課健康増進担当

**表彰名**  
公衆衛生事業功労者知事表彰  
**名前**  
石井けいさん(食生活改善推進員)  
石川春美さん(保健師)



長年、地域の健康づくりに尽力され、その功績が認められたものです。

平成31年度保育所(園)入所受付

問合先 こども支援課保育担当

平成31年4月からの、保育所(園)入所希望の方の受け付けを行います。  
申請書と必要書類をそろえて、必ず期間内にお申し込みください。  
**受付期間**  
11月15日(木)～12月1日(土)(11月23日(祝)を除く)  
**場所**  
①11月15日(木)～21日(水)および25日(日)  
市役所1階102会議室  
※平日9時～16時/土・日曜日9時～12時  
②11月22日(木)～12月1日(土)  
こども支援課窓口  
※平日8時30分～17時/土曜日8時30分～12時(日曜日・祝日除く)  
**入所選考**  
申込書類を審査し、保育の必要性の高い児童から入所(園)を承諾し、平成31年2月中旬に通知する予定です。  
※各保育所(園)とも定員があり、申込者全員が入所(園)できるとは限りませんので、ご了承ください。  
**保育料**  
各世帯の前年度分の市町村民税額により決定します。  
・申込書などは、こども支援課窓口で配布します(市のホームページよりダウンロードもできます)。  
・12月2日(日)以降は、5月からの入所申込みとなります。  
・市外の保育所(園)の入所(園)を希望する方は、市町村によって締切りが異なりますので早めにご相談ください。  
・日曜日は、管理人室前の入口をご利用ください。

野外焼却は禁止されています

問合先 生活環境課環境保全担当

「埼玉県生活環境保全条例」では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を使用する場合を除き、野外焼却を原則として禁止しています。  
市には「近所でごみを燃やして煙で困っている」や「野外焼却により洗濯物に臭いがついて困っている」などの相談が寄せられています。  
家庭で発生した廃棄物は、野外焼却をせずに、リサイクルできるものと可燃ごみに分別して集積所に出すなど、適切に処理してください。  
**次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されません。**  
①落ち葉焚きなど、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの  
②稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却  
③キャンプファイヤーやどんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却



市HP

**条例の適用から除外される場合でも、次の点に注意してください。**  
①紙くずやプラスチック類などのごみを混ぜて焼却しない  
②よく乾燥させて、なるべく煙が出ないように焼却する  
③風向きを考えて焼却する  
④火の粉が飛ばないように焼却する  
⑤焼却を放置しない  
⑥条例の適用から除外される焼却であっても、なるべく集積所に出す

## 火災に注意しましょう／防火ポスターの優秀作品を発表します!!

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎281・3117

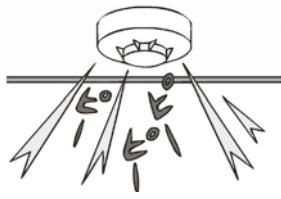
忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認

11月9日(金)から15日(木)は、秋の全国火災予防運動期間です。家の周囲には燃えやすいものを置かないようにしましょう。

平成29年中における管内の火災原因ワースト3

- 1 放火(疑いを含む)10件
- 2 たばこ 9件
- 3 こんろ 4件

あなたの命を守る住宅用火災警報器の設置はお済みですか？



寝室などに煙式の警報器を設置しましょう。設置がお済みの方は定期的に警報器の掃除や点検をお願いします。

防火ポスター優秀作品発表

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、鶴ヶ島市と坂戸市の全小学校の3・4年生児童を対象とし、夏休み期間中に「防火ポスター」を募集しました。その結果、163点の応募があり、45点が入選しました。

さらに、その中から最優秀作品1点と優秀作品6点を選出しました。

最優秀作品



新町小学校  
3年 関口 煌騎さん

優秀作品

杉下小学校  
4年 長峰 綾里さん  
鶴ヶ島第一小学校  
4年 福田 琴子さん  
ほか、坂戸市内の小中学生4人

これらの入選作品は秋季全国火災予防運動期間中を目安に次のとおり展示します。  
展示場所 市役所1階ロビー  
展示期間 11月2日(金)～16日(金)※土曜日午後、日曜日・祝日除く

## 消防署を公開します

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合  
消防本部指令課 ☎281・3495

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、11月9日の「119番の日」に合わせて、消防指令センター、鶴ヶ島消防署および坂戸市内の消防署を皆さんに公開します。  
119番通報を受ける消防指令センターや消防車など、普段あまり見ることができない消防署の内部を見学できます。

日時 11月3日(祝)～9日(金)  
9時～16時



公開施設  
鶴ヶ島消防署、消防本部消防指令センター、坂戸消防署、東分署、西分署

## 全国一斉情報伝達訓練を行います

問合先 安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム(Jアラート)を設置しています。

これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

今回、国の主導によりJアラート・全国一斉情報伝達訓練を行います。

放送日時 11月21日(水)11時頃  
放送内容 「(チャイム音)こ

れは、Jアラートのテストです。(くり返し3回)こちらは、防災つるがしまです。(チャイム音)※災害時などは訓練を中止する場合があります。※放送が流れると、防災ラジオからも放送が流れます。

